

平成 28 年 6 月

農林水産省消費・安全局

BSE 関係飼料規制の実効性の確保（26 年度）

BSE 関係飼料規制については、平成 17 年 5 月の食品安全委員会による「我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策に係る食品健康影響評価」において、その実効性を確保するため、①輸入飼料に係る交差汚染の防止、②販売業者における規制の徹底、③牛飼育農家における規制の徹底及び④製造段階における規制の徹底が答申されたことを踏まえ、毎年度、飼料規制の実効性確保の状況を食品安全委員会に報告してきたところ。

26 年度の結果については以下のとおり。

1 輸入飼料に係る交差汚染の防止

飼料安全法に基づく輸入業者からの届出により、輸入配混合飼料の原料に反すう動物由来たん白質が使用されていないことを確認している。26 年度は、輸入された飼料 30 点（別表 1）について、（独）農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）が検査した結果、牛由来たん白質は検出されなかった。

2 販売業者に対する規制の徹底

都道府県が、飼料又は飼料添加物の販売事業場（14,989 か所）に対する検査を 942 件実施したところ、法令違反につながる可能性のある不適合が 5 件あった（別表 2 の 1）。

不適合の内容は、帳簿の備付けの不備（4 件）及び保管等における取扱いの不備（1 件）であり（別表 2 の 1）、帳簿の適切な整備、牛等への給与飼料と鶏・豚等給与飼料の区分保管等の徹底等の改善指導を行い、必要な是正措置が講じられた。

なお、当該不適合により、保管場所における牛用飼料への混入等は確認されなかった。

3 牛飼育農家に対する規制の徹底

都道府県が、牛飼育農家（76, 100戸）に対する検査を5, 711件実施したところ、法令違反につながる可能性のある不適合が5件あった（別表2の2）。

不適合の内容は、保管等における取扱いであり、牛等への給与飼料と鶏・豚等給与飼料の区分保管等の徹底について、改善指導を行い、必要な是正措置が講じられた。

なお、規制されている動物性飼料を給与した事例はなかった。

また、地方農政局が、牛飼育農家（76, 100戸）における飼料の使用実態を調査（1, 000件）したところ、規制されている動物性飼料を給与した事例はなかった。

4 製造段階における規制の徹底

FAMICが、飼料等製造事業場（3, 145か所）に対する検査を370件実施したところ、法令違反につながる可能性のある不適合が3件あった（別表2の3）。

不適合の内容は、表示の不備（2件）及び保管等における取扱いの不備（1件）であり（別表2の3）、適切な表示、牛等への給与飼料と鶏・豚等給与飼料の区分保管等の徹底等の改善指導を行い、必要な是正措置が講じられた。

なお、当該不適合により、牛への誤用・流用等の事例はなかった。

都道府県が、飼料等製造事業場（3, 145か所）に対する検査を349件実施したところ、法令違反につながる可能性のある不適合が13件あった（別表2の4）。

不適合の内容は、帳簿の備付けの不備（8件）及び表示の不備（5件）であり（別表2の4）、帳簿の適切な整備、適切な表示等の改善指導を行い、必要な是正措置が講じられた。

なお、当該不適合により、牛への誤用・流用等の事例はなかった。

○ 輸入飼料の検査点数（平成26年度）

飼料の種類	検査点数
混合飼料	(3 0 点)
米国産	1 8 点
中国産	3 点
フランス産	2 点
台湾産	2 点
韓国産	1 点
シンガポール産	1 点
デンマーク産	1 点
スペイン産	1 点
ブラジル産	1 点
合 計	3 0 点

注) 輸入魚粉は動物検疫所が検疫しており、輸入魚粉から魚介類以外の動物由来たん白の混入が認められた場合は輸入停止を指示。

○ 販売業者等における不適合事例（平成26年度）

1 販売業者（5件）

該当する不適合事例の種類		概要（是正措置等）
帳簿の備付けの不備	4 件	帳簿の保存の不備
飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備	1 件	A飼料とB飼料の分離保管が不十分

2 牛飼養農家（5件）

該当する不適合事例の種類		概要（是正措置等）
飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備	5 件	畜舎内でのペットへの給餌

3 製造業者（FAMIC）（3件）

該当する不適合事例の種類		概要（是正措置等）
表示の不備	2 件	表示票の未添付、誤記
飼料等の保管、輸送等における取扱いの不備	1 件	A飼料とB飼料の分離保管が不十分

4 製造業者（県）（13件）

該当する不適合事例の種類		概要（是正措置等）
帳簿の備付けの不備	8 件	帳簿の記載事項、保存の不備
表示の不備	5 件	表示票の未添付
		A飼料である表示の不備

注) 1. 「A飼料」とは、飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物（牛、めん羊、山羊、及びしかをいう。以下同じ。）に給与される又は可能性のあるものとして、動物由来たん白質が混入しないように取り扱われるものをいう。

2. 「B飼料」とは、飼料等及びその原料のうちA飼料以外のものをいう。